

一条小学校 重大事態への対応マニュアル

徳島県阿波市立一条小学校
平成30年 2月 6日 決議

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①いじめ対策委員会

調査組織の構成：校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，教育相談コーディネーター，児童と関わりのある教職員，児童が相談しやすい教職員等

②外部人材を加えた組織

調査組織の構成：スクールカウンセラー，学校評議委員，青少年補導センター職員，少年補導職員，警察経験者（スクールサポーター），学校医等

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：校長）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

重大事態の発生時，阿波市教育委員会の指導・助言のもと，学校長が必要と判断した場合に招請する。

重大事態とは・・・・・・・・

児童や保護者からいじめが原因で，

ア「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安）の事態に至ったという申し立てがあったとき

II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織（重大事態調査委員会）を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ②いじめ対策委員会に適切な専門家を加えた調査組織
 - ③調査を行うための第三者組織：スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者，青少年育成センター所長

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・ いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・ 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
 - ① 文書情報の整理
 - ② アンケート調査の実施
 - ア. 以下の例のように、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を被害児童・保護者に説明し、理解を求める。
 - イ. アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に被害児童・保護者に内容を説明し、理解を求める。
 - ウ. 特に、アンケート調査結果は、被害児童・保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要である。
 - エ. 保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を子供に持ち帰らせ、家庭で記入し提出する形とするなどが考えられる。的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である。
 - オ. 重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある。
 - ③ 聴き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。
 - ア. 子供への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や学校の設置者が行う場合などがありうる。
 - イ. 聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい。
 - ウ. 体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査も必要となる。
 - エ. 子供は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがるらない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聴き取り調査に際しては、子供に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、質問者は、子供の発達段階に応じたふさわしい人材が行うなど工夫する。また、同じ者が同じスタンスで聴き取ることが望ましい。
 - オ. 対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ質問者同士で、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である。
 - カ. アンケートで記載のあった情報をもとに、子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、子供が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったりすることにもなりかねない。また、子供が自らを責めたり他人を責めたりすることもありえるので、心理的影響によく注意する。
 - キ. 聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である。
 - ④ 情報の整理
 - ア. 例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「伝聞情報」に区分するなどして整理する。
 - イ. 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。
 - ウ. ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報

として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない。

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。

〈報告書の内容（目次）の一例〉※個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要

- ・はじめに
- ・要約
- ・調査組織と調査の経過
- ・分析評価 調査により明らかになった事実
重大事態に至る過程
再発防止・予防の課題
〇〇〇（特定のテーマ）
- ・まとめ
- ・おわりに

ア. 分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである。

イ. 報告書を公表する段階においては、被害児童・保護者など関係者へ配慮して公表内容を決める。

ウ. 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する。

エ. 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである。

【 参考 】

- いじめ防止等のための基本方針（文科省）
- 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針
- 阿波市いじめ防止対策基本方針
- 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針【改定版】（文科省）